

令和3年第4回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和3年4月20日

閉会 令和3年4月20日

熊本県球磨郡湯前町

令和3年第4回臨時会

会 期 令和3年4月20日(火) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
4	20	火	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和3年第4回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和3年4月20日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第 1号	専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）
日程第4	議案第39号	令和3年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について
日程第5		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	高	橋	誠	誠
税	務	長	北	崎	真	教	育	課	中	園	誠	二
保	健	長	高	木	堅	企	画	観	本	山	り	か
農	林	振	稻	森	一	業	務	課				
農	業	委				務						
員	会	事				務						
長		務				局						
長		長				長						

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第4回湯前町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として、課長職及び各課職員が通知されております。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、西議員、遠坂議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（倉本 豊君） 日程第3、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。お世話になります。それでは、承認第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） おはようございます。では、承認第1号、湯前町税条例等の一部を改正する条例について説明します。

この改正は、令和3年3月31日に公布された地方税法を始めとした上位法令等の一部改正に伴い、行うものです。なお、議案説明資料にあります地方税法等の一部を改正する法律の概要は、総務省の資料ですので、都道府県税も含んでおります。参考にご覧ください。

それでは、12 ページからの湯前町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表により、主なものを説明いたします。改正の箇所は、新旧対照表の下線表示がある部分になります。

第24条第2項は、令和2年度税制改正において見直された扶養控除における国外居住親族の取扱いを踏まえたもので、扶養親族の範囲を示すためのものとなります。具体的には、30歳以上70歳未満の非居住者で、留学等で国内に住所や居所を有しなくなった者、障害者、生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者ということになります。

一番下の寄附金税額控除については、13 ページをご覧ください。

第34条の7第1項第1号では、各々、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金のうち、「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」との明文化による範囲の見直しによるものでございます。

14 ページになります。

第36条の3の2第4項、15 ページの同条の3の3第4項については、上位法令であります所得税法等の改正により、扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認が一定の要件下で不要・廃止となるものでございます。

16 ページをご覧ください。

同じく、第53条の9第3項及び第4項につきましても、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認が不要・廃止となることによる改正となります。

第81条の4につきましては、軽自動車税に係る環境性能割の税率ですが、読み替え規定による追加です。環境性能割の期限延長については、後の附則で説明します。

17 ページになります。

附則第6条は、地方税法附則、以下法附則といたします。法附則第3条の3第4項との対応で、自主服薬の環境整備のためのセルフメディケーション税制を5年延長するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条及び第64条の改正に対応した項ずれによる改正となっております。

21 ページをご覧ください。

附則第11条の2から第15条第2項までは、法附則第17条等の改正に対応した各特例等の対象年度の改正です。

25 ページからになります。

附則第 15 条の 2 は、「軽自動車税の環境性能割の非課税」では、令和 2 年、消費税増税の影響を考慮し、税率を 1 パーセント分軽減する特例措置が施行された後、その特例期間を 6 か月延長し、令和 3 年 3 月 31 日取得分までとなっておりましたが、環境性能割の臨時的軽減期限、非課税となる期間でございますが、令和 12 年度燃費基準に切り替えた上で、令和 3 年 12 月取得分までとし、9 か月延長するものでございます。この措置による減収分については、国費により全額補填されることになっております。

附則第 16 条は、種別割のグリーン化特例のうち、自家用乗用車や軽貨物車は電気自動車等のみとし、また、令和 12 年基準に対応させ、50 パーセント軽減及び 25 パーセント軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を 2 年間延長するものでございます。

28 ページをご覧ください。

附則第 26 条は、住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長であり、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和 3 年末までに入居できない場合、契約日等の要件によっては、控除期間を 13 年と延長された住宅ローン控除が適用され、住民税においても、所得税から控除しきれなかった額を現行制度と同じく控除限度額の範囲内で控除するという期間を 1 年延長する改正になります。新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明感から、消費者においても住宅取得環境が厳しさを増しているところも背景にあります。

個人住民税は、地域社会の会費という基本的性格から、政策的な税額控除は行わないのが原則ではありますが、平成 19 年の三位一体改革による税源移譲の影響から始まり、その後の消費税率引上げ等により、その影響を平準化・緩和するため、また、住宅にかかる需要変動を平準化するための措置であります。そのため、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費により補填されることになっております。

8 ページからの附則において、次の 9 ページになりますが、第 1 条で、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行としています。ただし、この規定の中で、法律番号等、まだ不明のものもございしますが、関連各法律に対応した施行日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 1 号、「専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する

条例)」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第39号 令和3年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第39号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第39号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,656万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、35億1,718万5,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、国の第3次補正予算にかかわる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

事項別明細書の歳出11ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策対応の地方創生臨時交付金、国の3次補正分について、対象事業費をそれぞれ計上したものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、当初予算の歳入歳出の組替えによる調整を行ったものが主なものでございます。

それでは、主なものにつきまして御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費は、地方創生臨時交付金事業で、目1一般管理費に、令和2年度から現在において、県庁での会議や各種説明会など、WEB会議によるものがかなり多くなってきてございます。庁舎内の会議室に専用回線を設置するものでございますが、工事請負費29万7,000円、そして備品購入費に専用パソコン4台の購入費64万2,000円を計上いたしました。

目5財産管理費、節17備品購入費114万円は、庁舎及び避難所等を対象としたサーマルカメラ型体温計3台、そして屋外・屋内でのイベントや視察来町者への説明会、工事

現場での説明会などを行う際に、密を避けるため出席者には間隔を開けていただく、会場の広さなどもあります。参加者の状況によっては、説明者の声が通らないなどあっておりますので、今回ワイヤレスマイク機器の購入費用を含め計上いたしました。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節12 委託料でございます。新型コロナワクチン接種移動支援業務委託料は、町が実施するワクチン接種の集団接種会場となる農村環境改善センターとご自宅の往復の間で、移動が困難な方を対象に、タクシーを利用していただくものでございます。対象者400人を想定し、200万円を計上いたしました。なお、これには、歳入のほう、地方創生臨時交付金のほか、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を充当できる事業となっております。

次に、款4 衛生費でございます。項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費でございます。消耗品費については、当初予算のほうで保健センター業務に関する口腔歯科、幼児歯科検診、乳幼児健診等の消耗品を購入してございました。今回、消耗品については、各課で必要なものを集約して、この保健衛生総務費のほうに組んだわけでございますが、小中学校を含む公共施設など、避難所施設も含んで、マスクの備蓄、アルコール消毒液、子ども用マスク、除菌ウェットシート、便座クリーナー、ペーパータオル等の購入を行っているところでございまして、地方創生臨時交付金を利用させていただき確保したいところでございまして、62万1,000円を計上いたしました。

次に、目4 新型コロナワクチン接種事業費は、3月議会定例会で可決いただいた当初予算の歳出内容の増額及び組替え等が必要となったことによる補正でございます。

まず、節1 報酬、節3 職員手当等、節4 共済費は、ワクチン接種事務補助をしていただく会計年度任用職員の人件費が確定しましたので、調整の上、計上いたしました。

次に、節7 報償費、ワクチン接種看護師報償費127万6,000円、そしてワクチン接種医師報償費264万円とも、当初予算では委託料として計上しておりましたが、いずれも節7 報償費へ組み替える歳出更正を行ったものでございます。

また、節8 旅費の費用弁償の13万5,000円も同様でございます。

次に、節12 委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料405万1,000円の減でございますが、先に説明したとおり、組替えによる更正減額をいたしました。

また、会場周辺交通整理業務委託料は、集団接種の会場である農村環境改善センター駐車場ほか、自家用車等で来場される方の交通整理を委託するもので、99万円を計上いたしました。

次に、12 ページでございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費でございます。節18 負担金補助及び交付金は、地方創生臨時交付金事業で、農林業経営持続化支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた町内農林業者に対して、今後、令和3年4月から

令和4年2月までの11か月の期間で、令和元年の同時期の連続する3か月間の売上げが15パーセント以上減少した方に、補助率3分の1、上限額30万円にて補助するものでございます。300万円を計上いたしました。

次に、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費の節10需用費の消耗品費と印刷製本費は、地方創生臨時交付金事業で、まず新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内飲食店などを支援するため、令和2年度に実施した「ゆのまえおいしか券」の発行に続き、今回、町民お一人3,000円の「ゆのまえもっとおいしか券」の発行を行います。そして、もう一つは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町民の生活を支援するため、町民お一人5,000円の「ゆのまえくらし応援券」の発行を行います。それらの発行に要する消耗品費、印刷製本費を計上しました。

また、節11役務費の通信費も同様に、「ゆのまえもっとおいしか券」「ゆのまえくらし応援券」の利用できる事業者通知用の郵送料、そして町民の皆様にお届けする郵送料を計上しました。

節12委託料1,911万円は、「ゆのまえくらし応援券」を利用された店舗事業者との換金の業務を委託する関係の経費を計上いたしました。

次に、節18負担金補助及び交付金は、それぞれ地方創生臨時交付金事業ですが、まず、商工業者経営持続化支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内事業者に対して、前年又は前々年の同月比で15パーセント以上の売上げが減少した事業者の方、補助率3分の1、上限額15万円にて交付するものでございまして、750万円を計上いたしました。

次に、感染防止設備等導入補助金は、町内飲食店が行われる感染防止対策の設備設置への補助金でございまして、補助率10分の10、上限額15万円にて計上して交付するものでございます。600万円を計上いたしました。なお、これには、歳入のほうに計上しておりますが、地方創生臨時交付金のほか、熊本県が実施する新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を充当できる事業であり、併せて計上いたしております。

次に、雇用維持奨励金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させるが、雇用の維持を図るため、事業主の負担を軽減させるものでございます。国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者の方に対する支援でございます。1事業者一律10万円で、150万円を計上いたしました。

次に、新しい生活様式対応商品開発補助金は、新型コロナウイルス感染症対応の新しい生活様式を意識した商品開発を積極的に行う町内商工事業者の方に対しまして、支援をするものでございます。具体的には、テイクアウトメニューの開発、インターネット販売商品の開発といったものでございます。補助率10分の10で、420万円を計上いたしました。

次に、飲食店事業者等の従業員PCR検査受検促進支援補助金は、事業者が躊躇なくPCR検査を受検していただくようにするもので、安心した店舗営業を支援するものでございます。補助率10分の10、検査1件当たり上限2万円、飲食店1事業所当たり上限10万円の補助を行うものでございます。180万円を計上いたしました。これには、歳入のほうに計上していますが、熊本県が実施する新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を充当できる事業であり、併せて計上いたしております。

次に、町民お一人3,000円のゆのまえもっとおいしか券交付金1,125万円を計上いたしました。

目3観光費、節14工事請負費ですが、無人車中泊サービス提供施設整備工事470万円は、地方創生臨時交付金事業で、新しい旅行やビジネスの形「ワーケーション」に対応した施設整備を本町も取り組むこととし、町内の公的駐車場に車中泊専用スペースを確保して、電気供給施設などを設置するものでございます。ゆのまえグリーンパレス、そして駅前駐輪場前の公園駐車場を予定しております。

次に、節18負担金補助及び交付金の宿泊施設支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内宿泊施設を支援するものでございます。金額は、宿泊者お一人当たり1泊3,000円でございます。210万円を計上いたしました。

次に、13ページでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目3学校施設整備費です。節12委託料、中学校放送室改修工事設計監理業務委託料30万円、そして節14工事請負費270万円は、地方創生臨時交付金事業で、中学校での密回避授業など分散授業にも活用すべく、校舎内の放送設備を改修するもので計上いたしました。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、節17備品購入費に、分散授業等に活用する電子黒板1台の購入費60万円を計上いたしました。

次に、項4社会教育費、目3文化財保護費の修繕料は、城泉寺と八勝寺の消防ポンプ機器の故障が判明したため、31万円を計上いたしました。

目4美術館費、節17備品購入費は、まんが美術館の空気清浄機10台の購入費290万円を計上いたしました。

次に、歳入です。10ページにお戻りください。

款14国庫支出金です。目1総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,295万8,000円を計上いたしました。

また、目3衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等国庫補助金116万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増額分でございます。

次に、款15県支出金は、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金351万2,000円を計上いたしました。

次に、款 19 繰越金は、今回の補正予算の財源の調整分として、885 万 5,000 円を計上しました。

14 ページに給与費明細書を載せております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） まんが美術館のウイルスの空気清浄機が 10 台あるのですが、今エアドッグとかあるのですが、価格的に言いましたなら、フィルターの買換えが不要でランニングコストがゼロ、価格も 14 万円程度となっていますけれども、そのへんの抗ウイルスの空気清浄機とエアドッグの比較とかはされたのですかね。

○教育課長（中園誠二君） すいません。比較はしておりません。

○2番（西 靖邦君） そのへんの性能が同等以上でしたら、エアドッグも検討されても良いかなと思うのですが、どうでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 申し訳ございません。エアドッグというのをよく理解しておりませんので、今回の計上としては、抗ウイルスの空気清浄機を計上しているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 12 ページの感染防止設備等導入補助金 600 万円について伺います。対象が飲食店、小売店及び対面で接客を行う業種とあります。まず、この対面で接客を行う業種をどのようにお考えなのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 想定しておりますのが、理容業、美容業、それからタクシー事業者さん、それから施術所とかマッサージ屋さんとかですね、そういったところを想定しております。

○4番（椎葉弘樹君） 例えば、ピアノ教室、書道教室、そろばん教室など、子どもたちを集めた事業等も考えられると思います。こういったところも、子どもたちが通う場として対象にする考えというのはないかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） それも確かに対面接客をされる事業所さんに該当すると思われまますので、この予算の範囲内で、要項等を整備する際に考慮しまして、対象に含めることを検討したいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） この上限が 15 万円ということで、これが 10 分の 10 の補助、これは結構高額ではないかなというところもあるのですが、この金額設定については 15 万円にして 40 事業者にするのか、それとももうちょっと上限を抑えて、もうちょっと幅広くして、さっきの教室等も含めたところで考えていくのか、このあたりの金額設定については、15 万円は妥当とお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 本事業につきましては、令和 2 年度におきましても実施をしております、実績的に見ましたときに、平均的にやはり 15 万円程度の実績があ

ったということを勘案いたしております。1回での申請ということにさせていただいておりますので、十分吟味をいただきまして、必要なものを御購入いただいて感染対策を行っていただければと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 例えば、この消耗品を15万円分購入するということも考えられるのですが、それも可能なのでしょうか。そして、例えば空気清浄機を10万円を買って、残りの5万円分を消耗品と併せて買う、そういうのも可能なのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） それも可能でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 11ページの款4衛生費、目4新型コロナワクチン接種事業費の節7報償費ですけども、昨日からの報道で、歯科医師にも特例的に接種を認めるというふうな報道がっておりますが、本町の場合、もし接種者が足りない場合に、歯科医師の招集もあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 本町では、歯科医師による接種は考えておりません。公立病院と園田医院の医師で足りております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今の吉田議員の関連ですけれども、この前の接種の訓練等で医師の方が2名で診察をされましたけれども、2名で足りるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） この前のシミュレーションは大変お世話になりました。医師による診察は2名ということで、近隣の町村でも2名ないし3名ということで体制を整えております。2名で足りると考えております。

○3番（遠坂道太君） この前受けられた方、50名程度のシミュレーションでやられたと思いますけれども、私も受けてみて、大体1時間ぐらいかなというふうに、受付からするような体制見ましたけれども、やはり3名ぐらいおられて、そして接種をする看護師の方もやはり病院から来られるのか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 医師には予診票の確認ということで、診察になります。その前に、保健師、看護師等による予診票の確認、問診を行っております。そこは4名体制であります。2名による医師の診察後に、3名の看護師による接種となっております。実際ワクチン接種は、午後1時から1時間おきに受付時間を区切っておりまして、午後1時からの接種枠の方が全部終わるまでを、午後3時と想定しております。次の方が午後2時から午後4時、次の枠が午後3時から午後5時ということで、合計の2時間ごとで全部終わるというスケジュールを組んでおります。

○3番（遠坂道太君） その中で、この予算の中で取られると思いますけれども、この前のシミュレーションの中身を精査されたと思いますが、その時点で何名の方ができるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先週 15 日のシミュレーションでは、約 50 名、実際 45 名だったと思いますが、その方が受付から接種終了まで約 1 時間ということで、当初予算の説明の際にも申しましたが、1 日当たり 300 人ということで、1 枠が 100 名、先ほど言いましたように、午後 1 時からの受付枠が 2 時間で午後 3 時までとしておりますので、予定どおりいくものと思っております。

今現在、高齢者枠の希望者が約 1,400 人ということで、これは 6 日間に分けて、3 週間後に 2 回目ということでしてございまして、これが 1 日当たり 300 人を割って、最初のうちは練習というか、慣れることを想定しまして、240 人から 250 人程度で地区割をして、後半で少し人数を増やすということで調整したいと思っております。ですので、シミュレーションを踏まえまして、受付の手順ですとか、会場の流れとか、また精査しますので十分可能だと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2 番（西 靖邦君） 臨時交付金の事業一覧、レジュメでちょっと指摘させていただきます。一覧表の 11 番、町内飲食店等の各事業者さんの PCR 検査なのですが、これの大きな目的というのは何ですかね。

○企画観光課長（本山りか君） これは、事業者さんが必要なタイミングの際、例えば営業に行かれる際ですとか、物産展に行かれる際ですとか、そういった際に、陰性であるということを確認・証明していただくためのことが、第 1 の目的となります。それと、早期の発見をしていただきまして、感染を広げない、こういったことも目的の一つでございます。

○2 番（西 靖邦君） 確かに、飲食に起因する感染拡大が多いですから、安心・安全な飲食等も入ってくると思います。また、この検体の採取場所というのは、各店舗さんで違うのですか。そこで検体を採取しなさいよという指示があるのですか。

○企画観光課長（本山りか君） 熊本県におきまして、こういった検査のできる医療機関の指定がなされております。そちらのほうを事業者様のほうには担当から周知をしまして、そちらのほうで受検していただくように御案内をしたいと思っております。

○2 番（西 靖邦君） PCR 検査をしたからといって、感染が起らないことを保証するわけではありません。日頃の感染対策や健康管理を継続していただくようなリーフレットとかいうのは、店舗に配られるのですか。

○企画観光課長（本山りか君） これも国や県で周知をしておりますリーフレット等を、既に昨年度から配布をしております。事あるごとに御案内をして、感染対策を実施していただいているところでございます。

○4 番（椎葉弘樹君） 12 ページの同じく PCR 検査関連についてお尋ねします。これも先ほどの感染症の設備等の事業と同じく、対象者が飲食店及び対面で接客を行う業種

となっております。ただし、これは10事業者のみとなっております。先ほどの対面で接客を行う業種というのは、本当にこれは含まれるのでしょうか。それとも、もう飲食店だけが、10事業者だけが対象になるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） こちらにつきましては二つ想定しております、一つが飲食店の事業者さん、もう一つが先ほどの感染対策と同じで、対面接客を行われる事業者さんということで想定しております。それも、先ほど議員から御指摘がありましたとおり、一口に申しましていろいろな業種にわたりますので、その中でも要項のほうで、ある程度明確に定めまして感染拡大防止を図るということで、やっていきたいと思っています。

○4番（椎葉弘樹君） 実は私、この飲食店にある程度ターゲットを絞っても良いのかなというふうに思ったのが、なぜかと言うと、熊本市がPCR検査、飲食店の従業員を対象に無料でやっております。本町も、この飲食店の安心・安全を本当に考えるのであれば、無償でPCR検査をやっていくというのもあると思っています、今回の予算の枠でしっかりとまずやってもらって、それでも超える分というのがあった場合は、町が補正をしてでもやっていかななくてはいけないのかなというふうに思ったわけです。

そこで、町長にちょっとお尋ねしますが、このPCR検査、1回と言わず、例えば2週間おきにでも受けられる事業者は受けてもらって、そしてもし足りなくなったら、町が追加でもしてやっていくという考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回、御提案させていただいておりますPCR検査につきましては、担当しております課のほうで、アンケートの中でPCR検査をしてくれないだろうかという御要望がございましたので、今回予算化させていただいたという経緯があるところでございます。今御質問がありました部分につきましては、どれだけの反応があるかどうかというのも、ちょっと初めてでございますので、その部分も見ながら、予算的にも足りないということであれば追加させていただくということで、柔軟に対応したいというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 改めて確認しますが、今回の予算においては1回だけが対象で、例えばそれ以降は対象にならないということなののでしょうか。それとも、条件をちょっと見直して、受けられるところは何回でも受けて良いですよというふうにするのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現状、今回予算を提案させていただいております分については、先ほど担当課長のほうから説明したとおりに運用をさせていただきたい。その上に立ちまして、皆様方の御要望が非常に高いということであれば、先ほど答弁させていただきまして、そこらへんは柔軟に対応しながら、予算化もまた追加させていただくということで対応させていただければというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今回、例えば1回だけとした場合に、これは多分1か月後に、もしかしたら発症しているかもしれないというリスクもあるわけです。したがって、今回1回にターゲットを絞るのであれば、店舗さんの安全の認証的なところ、要は、これは山梨モデルというのですが、それを千葉県、滋賀県も対応されています。本町独自の認証の仕組みを設けて、ここはPCR検査をやったのですよというお墨付きを何か付けていくという、セットで考えていく考えはないでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 確かに、この件につきましてはタイミングの問題があるかと思います。現在は、飲食店さんにつきましては、1回という想定よりは、交付限度額を1事業者さん当たり限度額10万円ということとさせていただいて、人数にすると5人までということになりますので、タイミングを見られて、必要な回数を必要なときに受けていただいた上で、それでもなお足りない場合、そういったときには、町長も申し上げましたとおり、補正等でも対応をさせていただきたいと考えております。なお、この積算の基礎につきましては、昨年度実施いたしましたアンケート調査、これによって、こういう制度があれば実施をしたいという事業者さんの数から想定したものでございます。実際、制度を始めてみますと、またこの数も増えてきたりということがございますので、そのときに対応させていただければと考えております。

認証につきましても、本当にそういった先進モデルがありまして、それが本当に事業者さんのお墨付きで、安心・安全の経営につながるものでございましたら、そういったことも検討していきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） ワクチン接種関連についてお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、先日ありましたシミュレーションで感じたことなのですが、実際駐車場、車を降りてからの移動というものの動きに関しては、なかなか検証ができていなかったというのがあるかと思っております。実際雨が降りまして、車が来て、人が降りられるというかたちになりますと、特にお年寄りの方は、玄関口まで車で来て降りるかたちになるかと思っております。しっかりと会場周辺の整備をされる方の手配もしてあると思うのですが、タクシーがじゃんじゃん来る中で、一方通行とか、そういう車の動きとかの制限もしとかなないと、出入りとかで非常に混雑するのかなと思っております。あそこの出入口は、大きいのは1つしかありませんので、タクシーの出入りとか、そういうことにはかなり煩雑なことが予想されるのかなと思っております。

実際、シミュレーションの中では、体育館の中だけはしっかりできたのかなと思っておりますけれども、町民の方が来られて、駐車場から降りられて会場の中に行くという動きについては特にされておりましたので、課のほうでも検討されているのかと思っておりますけれども、そのへんについての御答弁を求めます。

○議長（倉本 豊君） 金子議員、この前のシミュレーションに関しての御意見につきましては、この後の全協の中のその他の項目で取り上げてみたいと思いますので、その時で良いですかね。

○8番（金子光喜君） 同じように、テレビ等で報道されていることがありまして、例えば1本で5人ですか、6人ですか、接種できるという話がありましたけども、予定の方が来られなかった場合とか、そのときの対応とかもしておられると思いますので、これは後で聞きます。一応そういうところでは。

○3番（遠坂道太君） 観光費の工事請負費ですが、無人車中泊の施設整備が、駅前駐車場とグリーンパレスでされるわけですが、まず使用料金あたりを聞きたいと思いますが、それについてお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 使用料金につきましては、金額のほうはまだ具体的に決まっておりませんが、システムの利用料、予約システムになりますので、そちらの利用料、それから電気料等の相当分を使用料として想定しております。

○3番（遠坂道太君） ほかの市町村あたりの調査はされておりますか。

○企画観光課長（本山りか君） 今、全国で同じような事業が実施されておりまして、そちらを見ますときに、1,000円から2,000円程度の利用料を徴収されていることを調査しております。

○3番（遠坂道太君） 当町としてはどれくらいを設定されているのか、それとまたグリーンパレスの車で宿泊できるようなどころがあるでしょう、あその料金はどれくらいなのか、それもお尋ねしたいと思いますが。

○企画観光課長（本山りか君） 想定としましたら、やはり全国と同じような額の1,000円から2,000円で検討したいと思っております。それから、グリーンパレスのキャンプ場の車の乗り入れの件ですが、それについては1泊当たり1台2,000円ということになっております。

○3番（遠坂道太君） 一応、今度新しく作るところが1,000円から2,000円ということですが、グリーンパレスのところは2,000円貰っていらっしゃるということであれば、同じような方向かそれくらいのかたちで考えておられるのか、それくらいになるのではないかと思います、そのへんにつきましてどのように思っているのかお伺いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 使用料につきましてはちょっと私の説明が不足しておりましたが、あくまで駐車場に駐車していただく分については無料ということで考えておりまして、電気料等が発生しますので、その電気料相当額をいただきたいということで考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 今の遠坂議員に関連してですけども、このときに工事に対してかはちょっと分かりませんが、この観光費の中に、需要費で光熱水費が7万2,000円計上されております。これはどういった意味なのでしょう。

○企画観光課長（本山りか君） これが先ほど申しましたとおり、電気供給設備がございますので、これに係る電気料を計上したものでございます。

○5番（森山 宏君） 課長、ちょっと詳細に伺いますけども、これは施工する業者に対する水道光熱費を徴収するということなのですかね。といいますのが、これは7万2,000円計上されてはいますが、7万2,000円を何か徴収するように歳入のほうで計上されております。ですから、施工業者さんから水道光熱費を徴収するというかたちに見えますけども、この工事とは関係なく、この課で水道光熱費が漏れていたのを計上するという事によろしいのですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 歳出で組んでおりますのは、先ほど申しましたとおり、電気供給設備に対する電気料を、町の予算から九電のほうに電気料としてお支払いするという事になります。一方、歳入で組んでおりますのは、その電気料につきましては、全体の利用料、予約システム等もございまして、それ等を含み合わせたところで、利用者さんから徴収する分ですね、その中に含まれている電気料相当額を町のほうに頂くという仕組みになっております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 引き続き関連です。まず、遠坂議員からあった使用料は、1,000円から2,000円のほうで検討されますと。そして、電気料金のほうを町が負担をするということで、その利用料は恐らく分配金というかたちで出てくると思うのですが、その分配金としては今お幾らぐらいを考えておられるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） その分が、歳入で組んでおります7万2,000円ということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 町が電気料金をお支払いして、返ってくるのは、あくまでも電気料金の分だけしか返ってこないという利用形態なのですね。

それと、設置の場所なのですが、例えばキャンピングカー等を想定した場合、グリーンパレスのほうでキャンピングカーの出入りは多いと思います。今回なぜグリーンパレスに、例えば4箇所スペースを確保せずに、2台、2台で分けたのか、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 御指摘のとおり、グリーンパレスには駐車場がほかにもたくさんございますが、やはりそこは町中の賑わい創出ということを考えまして、駅周辺にもそういったものを設置して経済効果を狙っていきたいということを考えました。

○4番(椎葉弘樹君) 確かに、駅の周辺も飲食店等がありますので、非常に魅力的かなとは思っています。そのときに、駅の近くにある駐車場は多分区画がちょっと小さいのかなと思っていて、そのあたりもキャンピングカー向けに拡張していくという考えはあるのでしょうか。

○企画観光課長(本山りか君) はい、そのようなことで検討はさせていただきたいと思っております。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○2番(西 靖邦君) レジユメの5番のところなのですけども、ソーシャルディスタンスを保つワイヤレスガイドシステムなのですけども、予算60万円上がっていますけども、これは、親機は1台なのですよね。あと、子機が何台の予算なのでしょうか。

○総務課長(高橋 誠君) 今想定しているシステムのほうですけども、親機を2つ、子機を20機で考えてございます。

○2番(西 靖邦君) 20機ということは、1つの親機で10台ということですか。では、子機は親機が喋ったら聞こえるのですよね。子機のほうからも聞こえるのですかね。

○総務課長(高橋 誠君) イメージとしては、親機2つというのが執行部の説明者側で、来場者といいますか、会議出席者が子機20人ということで想定して、同時に聞こえることができます。子機のほうの会議出席者、説明会出席者の方も喋ることができまして、同時に通話、聞こえるというのできるシステムになってございます。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算(第1号)について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉本 豊君) 起立全員。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長(倉本 豊君) 日程第5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました次の議会の

会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和3年第4回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時55分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員